

台風等による警報発令時の対応について

令和2年4月1日

坂出第一高等学校

- 警報（原則として大雨・洪水・暴風・高潮・大雪・暴風雪のいずれか）発令時は以下の対応をお願いします。なお、市町別の警報については、NHKのデータ放送で確認してください。

本校生徒の通学圏は広範囲に及んでおり、各地域での状況に差がありますので、メール配信等での連絡はいたしません。

- 1 学校所在地（坂出市）に午前6時以降「警報」が発令されていれば、生徒は自宅待機をしてください。
- 2 居住地域・通学経路に午前6時以降「警報」が発令されていれば、その生徒は自宅待機をしてください。
- 3 学校所在地（坂出市）で午前11時（午前授業日は午前9時）までに「警報」が解除されないときは、臨時休業とします。
- 4 居住地域・通学経路で午前11時（午前授業日は午前9時）までに「警報」が解除されないときは、その生徒は出校停止となります。
- 5 居住地域・通学経路で午前11時（午前授業日は午前9時）までに「警報」が解除されても、学校所在地の「警報」が解除されなかった場合は臨時休業とします。
- 6 学校所在地と居住地域・通学経路で、午前11時（午前授業日は午前9時）までに「警報」が解除されたときは、通学に危険がないことを十分確認した上で登校してください。
- 7 「警報」が解除されても、通学に利用する公共交通機関が運転をしていない場合は、自宅待機をしてください。